

あかの民商ニュース

申告書類保存できていますか？

会員さん数名から今年申告した確定申告書、過去の確定申告書の控えがどこかにしまっただけで、見つけれないと民商へ来所されました。

確定申告書控えや収支内訳書控えは融資を受けたり、所得を証明するため等に必要です。



帳簿書類の保存期間

- 帳簿 7年（青色申告・白色申告）
- 書類 7年（青色申告） 書類 5年（白色申告）



あわてないでインボイスの登録申請 インボイス登録しないと取引停止？「優越的地位の乱用では」

全商連は6月17日、財務省・国税庁に「一方的な要請は優越的地位の乱用では」と指摘しました。

財務省側は「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法の考え方」を示し、「独占禁止法上問題となるおそれがある。取引先に「登録するかどうかは検討中」と伝え、よく話し合ってもらいたい」と回答しました。申請期限には特例があります。

インボイス制度実施は2023年10月1日

発行事業者になるための登録申請は、原則23年3月末ですが「困難な場合」は「23年9月末まで」とする特例があります。「困難な場合」の程度は問われません。



阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1852

商売くらしに役立つ！
全国
商工新聞
月/500円

税金滞納で困っていませんか

7月中旬に、会員さんから国保税の滞納で市から呼び出しがあり、一緒に相談にいかれました。

数年前に県の徴収機構職員による無理な納付を強いられていた会員さんたちと県交渉・市交渉をおこないまいました。

毎年市税務課へ相談にいかれますが、以前より納税相談がしやすくなりました。

税金滞納はずっとほげかまわねと差し押さえ通知が届きます。（延滞税もふえつづけます）必ず毎月相談、連絡をしておきましょう。

一人で税務課へ相談に行きづらい場合は民商役員・事務局に連絡し一緒に行くことも検討してみましよう。



換価の猶予申請（納期限から6ヶ月以内に申請）

- 差押がストップ
- 延滞税の全部または一部が免除に
- 猶予期間は最大2年。従来の制度とあわせれば最大4年

「差押禁止財産」

一般的差押禁止財産

生活上、従事する労働・作業及び社会生活上欠くことのできない財産は、滞納者の承諾があっても、差押できません。

条件付差押禁止財産

生業の継続に必要な財産は、滞納者の一定の代替財産の提供により差押をやめさせられます。

「給与の差押禁止」

「給与等の差押禁止の基礎となる金額」

滞納者の給与等・・・月10万円
その他の親族一人につき・・・4.5万円

「社会保険制度に基づく給付の差押禁止」

他の法律により差押が禁止されているものは差押えることはできません。

